

議 事 録

会議名	令和6年度第1回寒川町情報公開審査会 令和6年度第1回寒川町個人情報保護審査会		
日 時	令和6年4月26日(金)10:00～10:30	開催形態	非公開
場 所	東分庁舎2階 第3会議室		
出席者	委 員：長谷川、山邊、三澤、小菅、小島 事務局：三橋(総務部長)、伊藤(総務課長)、 辻井(行政管理担当主査)、井出(行政管理担当主事)		
議 題	(1)会長及び職務代理者の選出 (2)議事録承認委員の指名 (3)令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況の報告 (4)その他		
決定事項	(1)会長に長谷川委員を選出。長谷川会長が職務代理者に山邊委員を指名。 (2)議事録承認委員に長谷川会長・山邊委員を指名。		
議 事	別紙のとおり		
資 料	・情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	長谷川 福造 山邊 直義 (令和6年5月8日確定)		

議 事 の 経 過

1. 開会 伊藤総務課長
2. 委嘱状の交付
3. あいさつ 木村町長

※ 委員及び事務局が自己紹介。

※ 事務局より、寒川町情報公開審査会規則第3条第2項及び寒川町個人情報保護審査会規則第2条第2項に基づき、委員全員の出席により会議の成立要件を満たしていることを報告。

4. 議事

第1号 会長及び職務代理者の選出

委員の互選により、会長に長谷川委員が選出された。
長谷川会長が、職務代理者に山邊委員を指名した。

第2号 議事録承認委員の指名

長谷川会長及び山邊委員を指名した。

第3号 令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況の報告

【説明】 事務局より、資料に基づき説明。

【質疑】（凡例） ◎：委員、 →：事務局

◎ 情報公開制度の運用状況の説明の中で、住民監査請求に係る資料として活用された公文書公開請求があったということだが、その案件はどれか。

→ 本来、公文書公開請求は目的を問わず公開請求の決定がされるものであり、どの案件かを答えることが適切かどうか判断するのは難しいが、当該住民監査請求について公表されていることを鑑みお答えすると、項番24番「寒川町シニアクラブ連合会の令和4年度の補助金の実績報告一式」が該当の案件となる。当該住民監査請求の状況から考えると、当該案件が活用されたと考えている。

◎ 情報公開制度の運用状況における項番43番及び44番の内容について、請求している内容は同じだと思うが、同一人からの請求か。

→ 開示する文書が同じのため、同様の決定になっているが、それぞれ別の方からの請求である。

◎ 個人情報保護制度の運用状況において、実施機関に「議会」の欄が掲載されているが、個人情報保護法の改正により議会は個人情報保護法の対象外になっていると認識している。この記載は、議会に対して個人情報保護法に基づかない中で、自己情報の開示請求があったかどうかを確認して記載しているのか、あるいは単に残ってしまっているだけなのか。

→ 議会においても個人情報保護に関する条例を制定しており、個人情報保護法の対象外ではあるものの、同様の規律を定め議会において運用し、その中で自己情報の開示請求があったかどうかを確認して記載している。

◎ 情報公開制度の運用状況における項番 22 番において、「住民活動補償制度」とあるがこの制度はどういった制度になるか。

→ 住民団体等が継続的・計画的、又は一時的・臨時的な住民活動中に、偶然起こってしまった事故等について補償する制度で、町が保険料を負担しているため、住民団体等により事前登録や保険料の支払いは必要ない。

◎ 情報公開制度において、請求者の町内・町外の割合はどの程度か。

→ 情報公開制度の趣旨として、何人も請求ができるとされており、町内外問わず公開情報に差が生じないため具体的な集計はしていないが、入札にかかる公文書公開請求が多いことから、多くは町外の方からの請求であると感じている。

第 4 号 その他
特になし。

5. 閉会 伊藤総務課長

以 上